### 日本銀行による金融機関保有株式買入れの再開について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・通常会合において、「株式買入等基本要領」の改正等について別紙のとおり決定し、金融機関保有株式の買入れを再開することとしました。また、これらの実施に関し、日本銀行法の規定に基づき、財務大臣および金融庁長官に認可を申請しましたので、お知らせします。本件買入れは、当該認可取得後、所要の準備が整い次第、開始します。

国際金融資本市場の動向をみると、米欧主要金融機関において多額の損失が発生し、各国政府による様々な措置が講じられるなど、強い緊張状態が続いています。こうしたもとで、わが国株式市場も依然不安定な状況を続けています。

わが国の金融システムの現状をみると、全体としては安定性を維持してきましたが、国際金融資本市場における緊張の持続が、株価の下落や信用コストの高まり等を通じて、資金仲介機能と金融機関経営の両面に大きな影響を及ぼしてきています。とくに株価の影響についてみると、わが国金融機関の株式保有額は 2000 年代初頭に比べ減少をみましたが、現在発表されつつある今年度第3四半期決算では多額の減損や評価損が計上されるなど、わが国金融機関にとって、株式保有リスクへの対応が引き続き極めて重要な経営課題となっています。

こうした状況を踏まえ、日本銀行としては、金融機関による今後の株式保有リスク削減努力を支援し、これを通じて金融システムの安定確保を図る観点から、年度末を控えたこの時期に、金融機関からの株式の買入れを再開することが適当と判断したものです。

日本銀行としては、今回の買入れの対象となった金融機関から、株式保有リスクの削減に向けた中長期的な取組みについて考え方の提示を受け、その後の具体的な取組みをモニターしていく方針です。

以 上

<本件照会先>

金融機構局信用政策企画担当 鹿島 03-3279-1111(内線 6251)

# 今回の株式買入れの概要

買入総額	1 兆円
買入れを行う期間	認可取得後、所要の準備が整い次第~2010 年 4 月末
買入対象株式	上場株式 (BBB マイナス相当以上。取引所における売買成立日数
	が年間 200 日以上あり、かつ、当該取引所における売買累計額
	が年間 200 億円以上のものに限る)。銘柄別の買入限度を設け
	銘柄の分散を図る
買入価格	時価
買入対象金融機関	当座預金取引先銀行のうち、(1)株式等保有額が自己資本
	(Tier1) の 5 割を超える先もしくは株式等保有額が 5,000 億円
	を超える先、または(2)自己資本比率規制上国際統一基準を
	採用している先のいずれかで、希望する先
買入対象金融機関毎	2,500 億円
の買入上限	
買入れ後の扱い	2012 年 3 月末まで取引所市場における売却を行わない。その後
	2017 年 9 月末までに処分
	日本銀行が現在保有している株式も同様の扱いとする

# 【前回の株式買入れ実績等】

- ▶ 実施時期: 2002 年 11 月~2004 年 9 月末(当初 2003 年 9 月末まで)
- ▶ 買入累計額:20,180億円(総枠3兆円<当初2兆円>)
- ▶ 買入対象金融機関:株式等保有額が自己資本 (Tier1) を超過していた当座 預金取引先銀行で希望する先
- 取引所市場売却:2007年10月~(2008年10月より市場売却停止中)
- ▶ 保有額:12,735億円(簿価、2008年度上期末)

# 「株式買入等基本要領」の一部改正等に関する件

1. 最近の内外における金融システム、金融資本市場の状況を踏まえ、本行として、金融機関による今後の株式保有リスク削減努力を支援し、これを通じて金融システムの安定確保を図る観点から、金融機関保有株式の買入れを再開することとし、これに伴い、次の(1)および(2)の諸規程を別紙1.および別紙2.のとおり改正すること。また、(3)の規程を別紙3.のとおり制定し、(4)の規程を廃止すること。

## (改正する規程)

- (1) 「株式買入等基本要領」(平成14年10月11日決定) ……別紙1.
- (2) 「株式買入における買入対象先選定基本要領」

(平成14年10月11日決定) …………別紙2.

## (制定する規程)

#### (廃止する規程)

(4) 「株式買入等のために設定する金銭の信託の受託者選定基本要領」 (平成14年10月11日決定)

- 2. 1. の実施に関し、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第 1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙4. および 別紙5. のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。(添 付略)
- 3. 改正後の1. (1) および(2) 並びに(3) の諸規程の実施日は、2. の認可を受けた日以降、総裁の定める日とすること。また、1. (4) の規程は、総裁の定める日限りで廃止すること。
- 4. 1. の実施に伴い、2. の認可が得られることを条件に、「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日決定)を別紙6. のとおり一部変更すること。(添付略)
- 5. 本件に関する対外公表文を別紙7. のとおりとすること。 (添付略)

以 上

## 「株式買入等基本要領」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

#### 1. 趣旨

この基本要領は、金融機関による<u>株式</u>保有<del>株式の価格変動</del>リスク<u>削</u>軽減努力を<u>支援さらに促</u>し、<u>これを通じて</u>金融システムの安定<del>を</del>確保<del>するとともに、金融機関が不良債権問題の克服に着実に取り組める環境の整備</del>を図る趣旨から、本行が金融機関の保有する株式の買入等を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

4. を横線のとおり改める。

### 4. 買入対象株式

証券金融商品取引所(証券金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 16 項に規定する証券金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式(日本法に準拠して設立された株式会社の発行する株式に限る。)のうち、買入対象先が買入の申込を行う時点で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 略(不変)
- (2) 略 (不変)
- (3) <u>証券金融商品</u>取引所において、売買の成立した日数が年間 200 日以上あり、かつ当該<del>証券</del>金融商品取引所で行われた年間の売買の累計額が 200 億円以上であること
- (4) 株券等の保管及び社債、株式等の振替に関する法律(昭和 59 平成 13 年法律第3075号)第2条第2項に規定する保管振替機関が同法に基づく取扱いを行うことについて、あらかじめ発行会社から同意を得ていること
- (5) 略(不変)
- (6) 略 (不変)
- (7) 買入申込日において、<del>証券</del>金融商品取引所で売買が成立した株式であっ

て、同所の立会時間中に売買の呼値が同所の定める値幅の下限価格により行われた株式または買入申込日に同所の定めにより売買停止もしくはこれに 類する措置が取られた株式でないこと

- 5. を横線のとおり改める。
- 5. 買入方式
- (1) 本行が、本行を委託者兼受益者とし、信託銀行(金融機関の信託業務の 兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けて 信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。)を受託者とする<del>金銭の</del>信託を行い、 当該<del>金銭の</del>信託にかかる信託財産として、買入対象先から株式を買入れる方 式とする。
- (2) 略 (不変)
- 6.を横線のとおり改める。
- 6. 買入価格

買入申込日の<u>証券金融商品</u>取引所における売買高加重平均価格または最終 の売買成立価格のいずれか低い価格とする。

- 7. を横線のとおり改める。
- 7. 買入を行う期間等
- (1) 株式の買入は平成<del>15</del>22年94月末まで行う。<del>ただし、同月末までの累計買入額が8. (1) の買入限度額に満たない場合には、政策委員会の議決を経て、平成16年9月末まで株式の買入を行い得るものとする。</del>
- (2) 略 (不変)
- 8. を横線のとおり改める。
- 8. 買入限度額等

- (1) 株式の買入の総額は3兆円を限度とする。<u>ただし、平成21年2月3日以</u> 降の買入の総額は1兆円を限度とする。
- (2) 買入対象先別の買入限度額は、買入申込日の直前期末(中間期末を含む。)における銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)第3条第1項に規定する株式等の保有額から基本的項目の額(銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成518年大蔵省金融庁告示第5519号)に定める基本的項目の額をいう。)を控除した額または累計7千5百7,500億円のいずれか低い額とする。ただし、平成21年2月3日以降の買入対象先別の買入限度額は累計2,500億円とする。
  - (3) 買入対象株式別の買入限度は、<u>本行の保有する</u>当該株式の<u>数が</u>総株主の 議決権の5%<u>に達するまで</u>とする。ただし、総株主の議決権の5%を超えな い場合であっても、当該株式の<u>買入</u>本行保有額が別表2に定める金額に達す る場合には、当該金額に達するまでを買入限度とする。
- (4) 略(不変)
- (5) 略 (不変)
- 10. を横線のとおり改める。
- 10. 買入れた株式の処分
- (1) 買入れた株式は、原則として、平成<del>1924</del>年<del>93</del>月末まで処分を行わない。 ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。



- 二. 買入れた株式が<u>証券金融商品</u>取引所の定めにより監理<del>ポスト</del>銘柄 または整理<del>ポスト</del>銘柄に<u>割当てら</u>指定された場合
- ホ. 公開買付けに応じる場合

- (2) 平成<del>1924</del>年<del>93</del>月末において保有する株式は、平成29年9月末までに、株 式市場の情勢を勘案し、適正な対価で処分するものとする。
- (3) 略 (不変)
- 別表2(注2)を横線のとおり改める。
- (注2) 証券金融商品取引所で行われた1年間の売買の累計額をいう。

### 「株式買入における買入対象先選定基本要領」中一部改正

- 2. を横線のとおり改める。
- 2. 選定基準

買入対象先は、次に掲げる要件を満たす先とする。

- (1) 略(不変)
- (2) 買入対象先の選定を行う日(以下「選定日」という。)の直前期末(中間期末を含む。以下同じ。)において、銀行法第14条の2に掲げる基準について国際統一基準が適用される者であること、または買入対象先の選定を行う日(以下「選定日」という。)の直前期末(中間期末を含む。)における銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)第3条第1項に規定する株式等の保有額が基本的項目の額(銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成518年大蔵省金融庁告示第5519号)に定める基本的項目の額をいう。)に百分の五十を乗じて得た額若しくは5,000億円を上回っていること
- (3) <del>証券</del>金融商品取引に係る法令違反その他株式買入等基本要領に基づく 株式買入等の適切な運営に支障を来たし得る特段の事情が存在しないこ と

2009年2月3日以降に実施する株式買入等のために設定する信託の受託者選定基本要領

#### 1. 趣旨

この基本要領は、「株式買入等基本要領」(2002年10月11日決定) 5. (1)に定める信託の受託者(以下「受託者」という。)の選定を行う ために必要な基本的事項を定めるものとする。

#### 2. 受託者の選定基準

- (1) 受託者は、次に掲げる要件を満たす者に限る。
  - イ. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号) 第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること
  - ロ. 本行本店の当座預金取引先であること
  - ハ.銀行法(昭和56年法律第59号)第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、2008年9月末において、国際統一基準が適用される先については8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、同月末以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。
  - 二. 2008年9月末において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式の合計の金額が、2兆8,000 億円以上であること
  - ホ. 2007年4月1日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと (行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照 らし、本行が、審査の結果、受託者とすることが不適当でないと認めた場 合を除く。)

- へ. 本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制が整っていると認められること
- (2) 二者が共同して本件の受託業務を受託する場合には、いずれの共同受託者においても(1) に掲げる要件を満たさなければならない。
- (3) 受託者が本件の受託業務の一部を再信託する場合には、再信託の受託者においても(1) に掲げる要件を満たさなければならない。

#### 3. 信託契約

- (1) 受託者との間で、本行を委託者兼受益者とする信託契約を締結する。
- (2) (1) の契約期間は、2009年9月30日までとする。ただし、契約期間を1年延長することができるものとする。
- (3) 2010年10月1日以後の信託の受託者は、本行が別に定めるところにより選定する。

#### 4. 信託の終了

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、本行は信託を終了し、速 やかに新たな受託者を選定することができる。

- イ. 受託者または再信託の受託者が2. に定める要件を満たさなくなったとき
- ロ. 受託者が本行との契約に違反したとき
- ハ. 受託者が本件の受託業務を正確かつ迅速に履行していないと本行が認めた とき
- ニ. その他契約を継続し難い事由があると本行が認めたとき